

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
知多郡美浜町	美浜西部(柿並)	令和2年12月17日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	水田: 75.75 ha 畑: 54.51 ha	130.26 ha
②アンケート調査時に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計		79.72 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		57.01 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計		28.86 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		ha
(備考)		
貸借地: 水田: 6.02 ha 畑: 1.00 ha	計: 7.02 ha	設定率(%): 5.4%
作業委託地: 水田: 20.61 ha 畑: 0.00 ha	計: 20.61 ha	
	計: 27.63 ha	設定率(%): 21.2%

### 2 対象地区の課題

- ・ 果樹、露地野菜、施設園芸区域の検討が必要。
  - ・ 農業構造改善事業野間地区(S38～39、換地処分S52)で、ほ場整備事業を実施した。当時は、先駆的な地区として実施したが、整備後約60年が経過し、施設の老朽化・水管理・施設の維持管理(泥上げ・草刈)・農道が狭く大型機械が入れなく営農に支障をきたしている。
  - ・ 地区の排水路は、地区中央の水路(準用河川)の老朽化が著しい。
  - ・ 山裾の農地は湧水がひどく収量があがらない。
  - ・ 現状のままであると、今後、耕作放棄地が見受けられることも懸念である。
  - ・ 担い手農家は、野間地区では、2名
  - ・ 現状では、利用権設定が進んでおらず、相対(口答約束)の農地が多い。
  - ・ 農地所有者ではあるが、農作業の委託によって土地持ち非農家となっている。
  - ・ 土地改良区の受益地となっていない。
- 施設更新等の実施で、関係地権者への理解が必要。地権者負担があると難しいか。但し、負担金なしを安易な説明を避けるべきである。
- ・ 話合いのきっかけが難しい。始めにだれが動き始め担当するか。

### 3 対象地区における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・ 担い手の確保は、野間地区だけでは困難になりつつあり、西地区もしくは町全体で検討する必要がある。
- ・ 施設の老朽化の改善、送水設備については、パイプラインの施設を進めていく。
- ・ 維持管理は、引き続き多面的組織で行っていく。
- ・ すぐにできる課題、長期的な課題を皆が共通で意識をし、解決していく。